

土砂災害警戒区域の縦覧のお知らせ

長崎県長崎振興局 砂防課

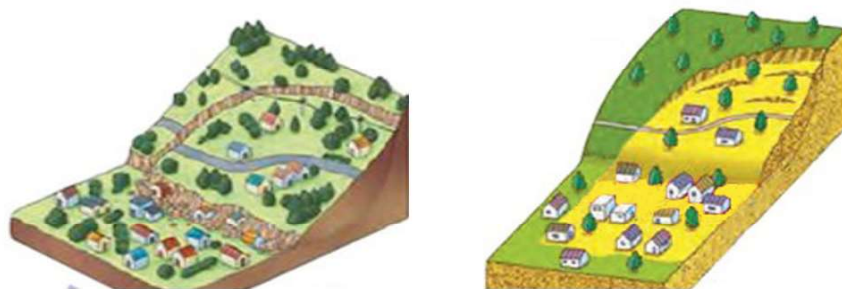
代表095-844-2181

長崎市土木部土木防災課

直通095-824-1424

土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害防止法が制定され、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにすることとされています。

（長崎県が基礎調査を行い、警戒区域の指定を行います。）



土砂災害が発生するおそれがある土地の区域（土砂災害警戒区域）の指定予定範囲について縦覧を行います。（場所・日程は裏面参照）
※皆様の安全等にかかわることです。ぜひ出席していただきますようお願いします。

※指定されると、それぞれ次のようなことが生じます。

土砂災害警戒区域（地すべり）

（土砂災害のおそれがある区域）

警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように、警戒避難体制の整備をおこないます。



令和7年度《縦覧の場所と日程》

次の日程で、縦覧の開催を予定しております。

ご都合の良い時間に出席くださいますようお願いいたします。なお、縦覧の際は土砂災害警戒区域等について個別に説明させていただき、その後、住宅等が区域に入っているか確認していただきます。

※開始時間に集中しますとお待ちいただく場合がございますので、できるだけ分散して出席をお願いいたします。

●古賀地区市民センター（長崎市古賀町948-1）

① 3月11日（水） 午後 6時 ～ 午後 8時

② 3月14日（土） 午前10時 ～ 午前12時

●東公民館（長崎市矢上町19-1）

① 3月12日（木） 午後 6時 ～ 午後 8時

② 3月14日（土） 午後 2時 ～ 午後 4時

●三川地区ふれあいセンター（長崎市三川町1221-70）

① 3月13日（金） 午後 6時 ～ 午後 8時

② 3月15日（日） 午後 1時 ～ 午後 3時

●橘地区ふれあいセンター（長崎市かき道2丁目45-20）

① 3月16日（月） 午後 6時 ～ 午後 8時

※ 説明と確認は1人およそ10分程度を予定しております。各日程とも同じ内容になります。

また、次の場所でも縦覧を予定しております。下記の縦覧の期間・時間内であれば、どの会場でも住宅等が区域に入っているか確認することができます。

○長崎県長崎振興局 砂防課（大橋町11-1）※土・日を除く

3月10日（火）～3月23日（月） 午前9時～午後5時

○長崎市土木部 土木防災課（魚の町4-1市役所 17階）※土・日を除く

3月10日（火）～3月23日（月） 午前8時45分～午後5時

○長崎市東総合事務所 地域整備課（矢上町8-21）※土・日を除く

3月10日（火）～3月23日（月） 午前8時45分～午後5時